

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県税条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第45号）

- 1 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正により、不動産取得税について税率の引下げの特例措置が3年間、住宅の用に供する土地の取得に対する減額の特例措置が2年間延長されたこと、自動車税について環境負荷の小さい自動車の税率を軽減する特例措置が重点化された上で延長されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。